

# 令和8年第1回下呂市議会定例会

## 議会委員会提出議案目録

### 委員会提出議案第1号

下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について…………… P 2

【提出者：議会運営委員長】

### 委員会提出議案第2号

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
条例について…………… P 7

【提出者：議会運営委員長】

### 委員会提出議案第3号

下呂市議会基本条例の一部を改正する条例について…………… P 10

【提出者：議会改革特別委員長】

### 委員会提出議案第4号

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について…………… P 13

【提出者：議会改革特別委員長】

委員会提出議案第1号

## 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和8年3月24日提出

下呂市議会 議会運営委員会  
委員長 今井政良

### 提 案 理 由

行政組織の再編に伴い、常任委員会の名称及び所管を変更するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例

下呂市議会委員会条例（平成16年下呂市条例第183号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>くらし・人づくり常任委員会</u> 7人</p> <p>ア <u>総合政策部</u>の所管に属する事項</p> <p>イ <u>市民生活部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>健康医療部</u>の所管に属する事項</p> <p>オ <u>振興事務所</u>の所管に属する事項</p> <p>カ 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>キ 福祉事務所の所管に属する事項</p> <p>(2) <u>まち・基盤づくり常任委員会</u> 7人</p> <p>ア <u>秘書広報課（市長直轄）</u>の所管に属する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>農林環境部</u>の所管に属する事項</p> <p>エ <u>観光文化スポーツ部</u>の所管に属する事項</p> <p>オ <u>基盤整備部</u>の所管に属する事項</p> <p>カ <u>消防本部</u>の所管に属する事項</p> <p>キ <u>会計</u>の所管に属する事項</p> <p>ク～ス (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>民生教育まちづくり常任委員会</u> 7人</p> <p>ア <u>まちづくり推進部</u>の所管に属する事項</p> <p>イ <u>地域振興部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>市民保健部</u>の所管に属する事項</p> <p>オ <u>環境部</u>の所管に属する事項</p> <p>カ <u>金山病院</u>の所管に属する事項</p> <p>キ 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>ク 福祉事務所の所管に属する事項</p> <p>(2) <u>総務産業建設常任委員会</u> 7人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>消防本部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>会計</u>の所管に属する事項</p> <p>エ <u>農林部</u>の所管に属する事項</p> <p>オ <u>観光商工部</u>の所管に属する事項</p> <p>カ <u>建設部</u>の所管に属する事項</p> <p>キ <u>上下水道部</u>の所管に属する事項</p> <p>ク～ス (略)</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月30日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

行政組織の再編に伴い、常任委員会の名称及び所管を変更するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 予算決算常任委員会を除く2常任委員会の名称及び所管を変更します。

(第2条関係)

(2) この条例は、令和8年4月30日から施行します。

(附則関係)

## 常任委員会(予算決算を除く)所管一覧

部局	所属課	くらし・人づくり 常任委員会	まち・基盤づくり 常任委員会
(市長直轄)	秘書広報課		★
総務部	総務デジタル課		★
	人事課		★
	危機管理課		★
	財務課		★
総合政策部	総合政策課	★	
	まちづくり政策課	★	
	産業振興課	★	
	地域創生課	★	
市民生活部	市民サービス課	★	
	税務課	★	
	住宅対策課	★	
福祉部	社会福祉課	★	
	高齢福祉課	★	
	地域包括支援センター	★	
	こども家庭課	★	
健康医療部	健康課	★	
	医療政策課	★	
	小坂診療所管理課	★	
	金山病院事務課	★	
農林環境部	農務課		★
	林務課		★
	環境エネルギー課		★
	環境施設課		★
観光文化スポーツ部	観光課		★
	スポーツ公園課		★
	文化振興課		★
	観光施設課		★
基盤整備部	道路河川課		★
	農林整備		★
	上下水道課		★
振興事務所	萩原振興事務所	★	
	小坂振興事務所	★	
	馬瀬振興事務所	★	
	下呂振興事務所	★	
	金山振興事務所	★	
消防本部	消防総務課		★
	予防課		★
	中消防署		★
	救急指令課		★
	警防課		★
	北分署		★
	南分署		★
教育委員会	教育総務課	★	
	学校教育課	★	
	社会教育課	★	
会計	会計課		★
福祉事務所	(福祉部)	★	
監査委員	(監査委員事務局)		★
農業委員会	(農林環境部)		★
選挙管理委員会	(総務部)		★
固定資産評価審査委員会	(総務部)		★
公平委員会	(監査委員事務局)		★
他の常任委員会に属さない事項			★

委員会提出議案第2号

## 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和8年3月24日提出

下呂市議会 議会運営委員会  
委員長 今井政良

### 提 案 理 由

議長、副議長の改選における議員報酬の支給について、現行の業務に則した算定方法の期間を明文化し事務の正確性を期すため、また、死亡したときの議員報酬の支給について、遺族への配慮、手続きの合理化を考慮し死亡の日の属する月分を全額支給したいため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（議員報酬の支給の始期等）</p> <p>第3条 議長、副議長及び議員が月の中途において職に就いたときはその日から、<u>任期満了により議長、副議長及び議員でなくなったとき、又は議会が解散されたときはその日まで、<del>退職、失職又は除名により、議長、副議長及び議員でなくなったときはその日の前日まで、</del>日割によって計算した額の議員報酬を支給する。<u>ただし、死亡により議長、副議長及び議員でなくなったときは、その日の属する月分までの議員報酬を支給する。</u></u></p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（議員報酬の支給の始期等）</p> <p>第3条 議長、副議長及び議員が月の中途において職に就いたときはその日から、<u>任期満了、<del>退職、失職、除名若しくは死亡により、</del>議長、副議長及び議員でなくなったとき、又は議会が解散されたときはその日まで、</u>日割によって計算した額の議員報酬を支給する。</p> <p>2 （略）</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

議長、副議長の改選における議員報酬の支給について、現行の業務に則した算定方法の期間を明文化し事務の正確性を期すため、また、死亡したときの議員報酬の支給について、遺族への配慮、手続きの合理化を考慮し死亡の日の属する月分を全額支給したいため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

- (1) 辞職、失職又は除名により、議長、副議長及び議員でなくなったときの終期については、その日の前日までとします。また、死亡により、議長、副議長及び議員でなくなったときの報酬については、亡くなった日の属する月分までを支給します。

(第3条関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

委員会提出議案第3号

## 下呂市議会基本条例の一部を改正する条例について

下呂市議会基本条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和8年3月24日提出

下呂市議会 議会改革特別委員会

委員長 鷺見昌己

### 提案理由

一般質問において論点及び問題点の明確化を図り、もって市民に開かれた分かりやすい議論の場の創出と議会運営の活性化に資することを目的として、一問一答方式を導入するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市議会基本条例の一部を改正する条例

下呂市議会基本条例（令和3年下呂市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（政策等形成過程の説明）</p> <p>第9条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、次に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。</p> <p>（1）政策等を<u>必要とする</u>背景</p> <p>（2）～（7）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（一般質問）</p> <p>第10条 一般質問は、<u>市政の課題に関する論点及び問題点を明確にするため、一問一答の方式により行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（政策等形成過程の説明）</p> <p>第9条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、次に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。</p> <p>（1）政策等を<u>必要する</u>背景</p> <p>（2）～（7）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（一般質問）</p> <p>第10条 一般質問は、<u>行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものにしなければならない。</u></p>

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市議会基本条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

一般質問において論点及び問題点の明確化を図り、もって市民に開かれた分かりやすい議論の場の創出と議会運営の活性化に資することを目的として、一問一答方式を導入するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 一般質問は、一括質問方式（一括答弁・個別答弁の選択制）から一問一答方式に移行し、実施します。

（第10条関係）

(2) 所要の字句の整理を図るものです。

（第9条関係）

(3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

（附則関係）

委員会提出議案第4号

## 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり定める。

令和8年3月24日提出

下呂市議会 議会改革特別委員会

委員長 鷺見昌己

### 提 案 理 由

一般質問において論点及び問題点の明確化を図り、もって市民に開かれた分かりやすい議論の場の創出と議会運営の活性化に資することを目的として、一問一答方式を導入するため、当該規則の一部を改正するもの。

## 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則

下呂市議会会議規則（平成16年下呂市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(一般質問) 第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て <u>下呂市議会基本条例（令和3年下呂市条例第13号）第10条に規定する方式により</u> 質問することができる。 2 (略)	(一般質問) 第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。 2 (略)

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則要綱

#### 1. 改正理由

一般質問において論点及び問題点の明確化を図り、もって市民に開かれた分かりやすい議論の場の創出と議会運営の活性化に資することを目的として、一問一答方式を導入するため、当該規則の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 一般質問は、一括質問方式（一括答弁・個別答弁の選択制）から一問一答方式に移行し、実施します。

（第 62 条関係）

(2) この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

（附則関係）